

福岡市養育費保証支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市養育費保証支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金等交付規則（昭和44年福岡市規則第35号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 養育費の受け取りについて、当事者以外に第三者を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促する、養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用（保証料）を補助することで、ひとり親（配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの）等の養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、継続した履行確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 債務名義 強制執行認諾約款付公正証書、調定証書、審判書、判決書、和解調書等をいう。
- (2) 児童 20歳に満たない者をいう。

(対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、福岡市内に居住し、交付申請時において、ひとり親であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること
- (2) 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- (3) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養していること
- (4) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- (5) 過去に養育費の取り決めの対象となる児童にかかる補助金を交付されていないこと

(補助の対象及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、保証会社と養育費保証契約において、保証料として本人が負担する費用とする。

- 2 補助金の額は、前項に定める経費のうち月額養育費と5万円を比較して少ない方の額を選定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、養育費保証契約を締結した日（令和2年6月1日以降の日に限る）の翌日から起算して6か月に到達する日（月曜日の場合はその翌日、12月29日から翌年1月3日までの間は1月4日（1月4日が月曜日の場合はその翌日））までに、市長に補助金交付申請書等（様式第1-1）及び必要書類を申請しなければならない。ただし、期限までに提出することが出来ない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 当該ひとり親の児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年（1月から10月までの間に申請する場合にあっては、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の

有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む）の証明書（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類「16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」（様式第 1－2 号）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

- (3) 補助対象となる経費の額が確認できるもの
- (4) 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）
- (5) 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間は 1 年以上のものに限る）
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第 7 条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

- 2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知する。
- 3 市長は、第 1 項の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して、事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付の申請が到達してから（申請内容を補正するための期間は除く）60 日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（実績報告）

第 8 条 第 7 条の決定を受けたものは当該決定を受けた日から 1 年以内に事業実績報告書（様式第 4 号）及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金を確定し、交付すべき補助金額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

（申請の取下げ）

- 第 10 条 補助金の交付の申請を行った者は、第 7 条第 2 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第 8 条第 1 項の規定により、これに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下書（様式第 6 号）により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日とする。

（決定の取消し）

- 第 11 条 規則第 18 条第 3 項の規定による通知においては、市長は事業補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。
- 2 市長は、申請内容に虚偽の記載がなされるなどの不正な手段や、養育費保証契約を保証期間中に解約された場合（養育費権利者の責によらない場合を除く）に、交付対象者から補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和5年3月31日をもって廃止する。なお、令和5年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、令和7年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、令和11年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。